

商店街の空き店舗への出店を支援します！！ (シャッターヒラクプロジェクト)

商店街等に賑わいや活力を生み出すことを目的に、商店街の空き店舗を借りて出店する方の改装費の一部を補助しています。

ご利用にあたっては、賃貸借契約前に、ご相談ください。

	補助内容
補助率	開業にあたっての改装費の50% ※消費税は除く。
補助上限額	通常枠 50万円 若者・女性応援枠 75万円 ※若者は、39歳以下とする。
その他	・開業から3年を経過するまでに事業を中止等する場合、経過年数に応じた補助金の返還が必要。 ・内外装工事（天井・壁面・床面工事等、作り付け家具や建具等の工事）、建物附属設備（電気（照明）給排水・ガス・冷暖房設備等）が対象。 ・器具や備品は対象外。

■ 補助対象者

- ①個人 ②中小企業者 ③社会福祉法人 ④特定非営利活動法人(NPO法人)
⑤一般社団法人・一般財団法人

出店を予定されている商店街組合からの推薦状が必要です。

※市外在住の方、市外に所在する法人等の場合は一定の条件があります。

■ 対象となる業種

原則週5日以上、1日3時間以上の営業を行う小売業とサービス業（飲食店含む）

※小売業やサービス業であっても事務所等は**対象外**

※風営法の規制対象業種や社会通念上公序良俗に反する業種は**対象外**



※裏面もご確認ください。



■ 対象となる空き店舗

商店街・市場にある**空き店舗で3ヵ月以上賃借されていないもの**

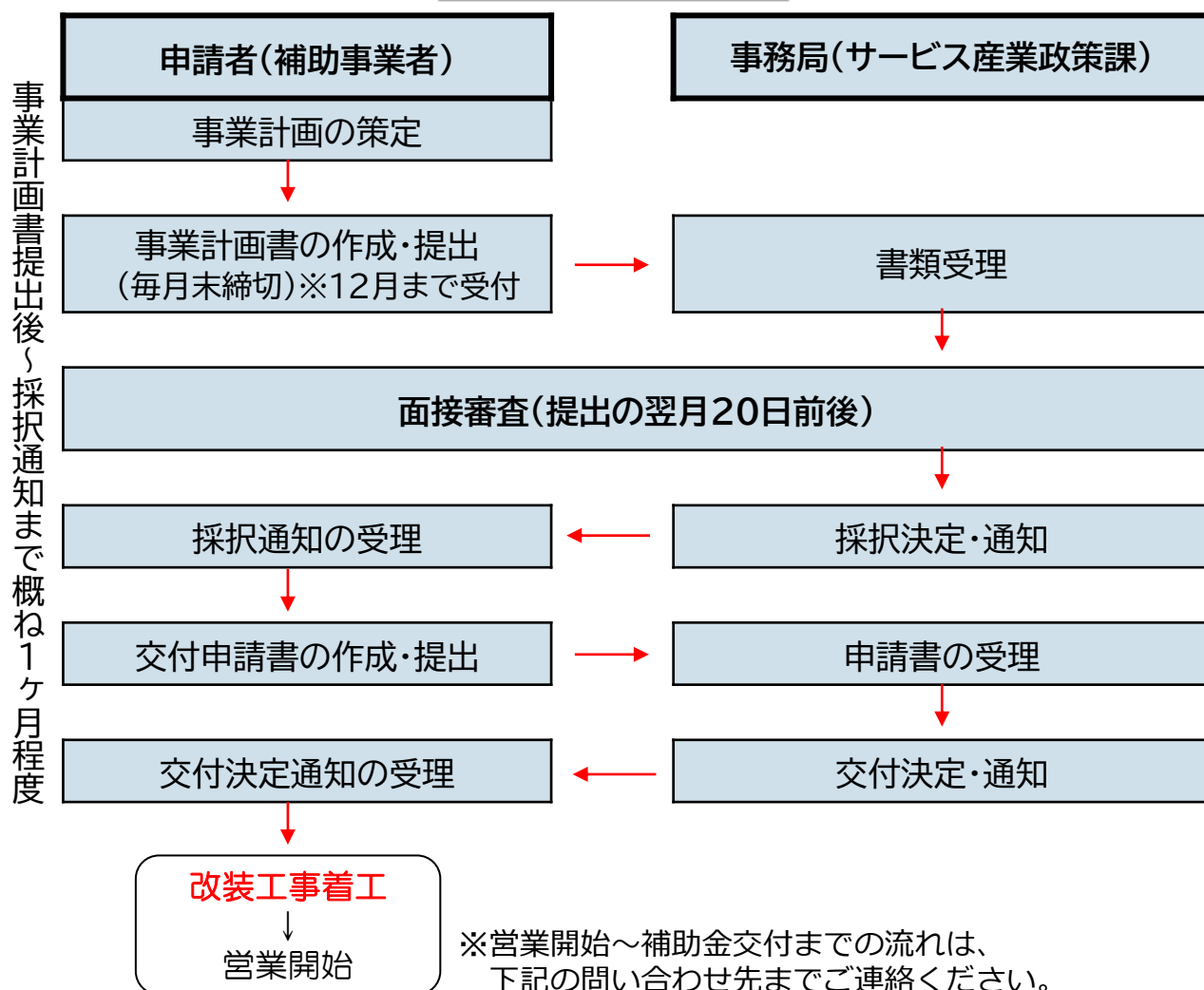
■ 対象となる出店地域

小売業やサービス業の店舗が、概ね30店舗以上の店舗が集積している商店街等で、市が指定した地域。

※出店を検討されている商店街等が対象地域か賃貸借契約を結ぶ前に必ず、ご確認ください。

詳しくは、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

営業開始までの流れ



お申し込みは随時受付中！！

※予算が終了となり次第、受付も終了となります。

あらかじめご了承ください。

<ご応募・問い合わせ先>

北九州市 産業経済局 サービス産業政策課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1-1

電話：093-582-2050

受付時間：平日9:00～17:00(12:00～13:00を除く)